

知多市告示第 4 1 号

知多市商用燃料電池自動車購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市商用燃料電池自動車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 知多市商用燃料電池自動車購入費補助金（以下「補助金」という。）は、地球温暖化対策の一環として、市内において環境性能に優れた燃料電池自動車の普及を図り、産業部門から排出される温室効果ガスの削減に寄与するため、予算の範囲内で、新車の燃料電池自動車を購入する者に対し交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成 4 年知多市規則第 2 1 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を動力源とする四輪以上の自動車で、自動車検査証（以下「車検証」という。）に燃料電池自動車である旨が記載されているものをいう。
- (2) 自動車リース事業者 借受人を自動車の使用者として行う自動車の貸渡しを業とする者及びこれに準ずるものとして市長が認定した者をいう。ただし、市内に事業所を有する法人又は個人事業主（以下「市内事業者」という。）に貸渡し、使用者への還元について、補助金相当額分がリース料金に反映される自動車リース事業者に限る。
- (3) 新車登録 購入した燃料電池自動車について、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 8 条の規定による新車登録及び第 6 0 条の規定による車検証の交付を受けることをいう。
- (4) 車両本体価格 付属品、特別仕様、保険、登録等の車両以外に係る費用並び

に消費税及び地方消費税に相当する額を除いた車両の価格（車両の価格に値引きがある場合は、当該値引き後の価格）をいう。

（補助対象車両）

第3条 補助対象車両は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1）燃料電池自動車（トラック） 燃料電池自動車であって、貨物自動車及び貨物自動車を通常車両とする特種用途自動車（車検証における用途が特種と記載されているもの）をいう。
- （2）燃料電池自動車（バス） 燃料電池自動車であって、車検証における乗車定員が11人以上の自動車をいう。
- （3）燃料電池自動車（乗用車） 燃料電池自動車であって、車検証における用途が乗用と記載されているもの、かつ乗車定員が10人以下の自動車をいう。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- （1）市内事業者
- （2）自動車リース事業者

2 次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者から除外する。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者
- （2）補助対象者が市内事業者である場合、市税を滞納している者
- （3）補助対象者が自動車リース事業者である場合、貸出先の市内事業者が市税を滞納している者

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、購入した補助対象車両の車両本体価格とし、補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、国、県その他団体が実施する補助金の交付を受ける場合であって、補助対象経費から他の補助金の合計額を差し引いた額が別表第1の補助金の額の欄に規定する額未満の場合は、補助の対象としない。

2 補助金の交付は、同一年度内において1台限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象車両の新車登録前に、知多市商用燃料電池自動車購入費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象車両の車両本体価格が確認できる見積書等の写し

(2) 申請者が事業者であることを証する書類

ア 法人である場合、法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

イ 個人である場合、青色申告決算書の写し、個人事業の開廃業等届出書の写し又は労働保険の領収書の写し等事業を営んでいることを証する書類

(3) 誓約書（第2号様式）

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 申請者が自動車リース事業者である場合、前項の書類に加えて次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 貸与料金の算定根拠明細書

(2) 使用者が事業者であることを証する書類（前項第2号ア又はイに準ずるもの）

3 市長は、第1項の規定による申請を先着順に受け付けるものとする。ただし、受け付けた補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに知多市商用燃料電池自動車購入費補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに知多市商用燃料電池自動車購入費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

(計画変更の承認)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更する場合は、知多市商用燃料電池自動車購入費補助金変更交付承認申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、計画の変更を承認したときは、速やかに知多市商用燃料電池自動車購入費補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(中止の承認)

第9条 交付決定者は、補助事業を中止する場合は、知多市商用燃料電池自動車購入費補助金中止承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、計画の中止を承認したときは、速やかに知多市商用燃料電池自動車購入費補助金中止決定通知書（第8号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、車検証交付日後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、知多市商用燃料電池自動車購入費補助金実績報告書（第9号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 購入した補助対象車両の自動車検査証記録事項の写し

(2) 支払いを証する書類（領収書等）の写し

(3) 国、県その他団体が実施する補助金の交付を受けた場合、その補助を証する書類（交付決定通知書等）の写し

(4) 交付決定者が自動車リース事業者の場合は、自動車賃貸契約書の写し。ただし、契約期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（以下「財産処分制限期間」という。）以上とする。

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、交付決定者が前項に規定する日までに実績報告書を提出しなかったときは、当該交付の申請を取り下げたものとみなし、その旨を交付決定者に通知す

るものとする。

（額の確定等）

第 11 条 市長は、前条第 1 項に規定する実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、交付決定者に知多市商用燃料電池自動車購入費補助金確定通知書（第 10 号様式）により通知するものとする。

2 市長は、実績報告書の内容が不適当と認めたときは、期限を定めて改善するよう指示することができる。

3 前項の規定による指示に従わない場合は、知多市商用燃料電池自動車購入費補助金不交付通知書（第 11 号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 12 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた者は、市長に知多市商用燃料電池自動車購入費補助金交付請求書（第 12 号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の受給に関し、不正の行為があったとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、交付決定者に対し、速やかに知多市商用燃料電池自動車購入費補助金交付決定取消通知書（第 13 号様式）により、その旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(取得財産の処分)

第15条 交付決定者は、補助金の交付により取得した補助対象車両（以下「取得財産」という。）に係る新車登録の日から起算して財産処分制限期間内に当該取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分届出書（第14号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、処分の承認をし、その承認に条件を付したときには、財産処分承認通知書（第15号様式）により、その承認事項及び条件を交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項により処分の承認をするときは、交付した補助金のうち処分時から財産処分制限期間に相当する額を、市に返還させることができる。

4 前項の処分時から財産処分制限期間に相当する額は、別表第2に定める額とする。

(調査)

第16条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において申請者に対し調査等を行うことができる。

2 申請者は、市長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力するものとする。

(委任)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

別表第 1（第 5 条関係）

補助対象車両	補助金の額
燃料電池自動車（トラック）	1 台につき 1 0 0 万円
燃料電池自動車（バス）	
燃料電池自動車（乗用車）	1 台につき 2 0 万円

別表第 2（第 1 5 条関係）

既に使用した年数	補助金返還額
1 年未満	補助金額全額
1 年以上	補助金額を財産処分制限期間で除した額に財産処分制限期間から既に使用した年数（1 年未満切捨て）を減じた年数を乗じて得た額（1 円未満切捨て）

第1号様式（第6条関係）

知多市商用燃料電池自動車購入費補助金交付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

〔 法人の場合は名称
及び代表者氏名 〕

電話番号

知多市商用燃料電池自動車購入費補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業の概要

車 両 区 分		燃料電池自動車（トラック）
		燃料電池自動車（バス）
		燃料電池自動車（乗用車）
登 録 予 定 年 月 日	年 月 日	
車 名		
交 付 申 請 額	円	

この申請に係る審査のため、市税の納付状況について市が確認することに同意します。

年 月 日

氏名

〔 法人の場合は名称及び代表者氏名 〕

2 リース先の事業者※申請者が自動車リース事業者の場合のみ記入

借受人の氏名 (法人の場合は名称及び代表者名)	
借受人の住所	

※記入により、市税の納付状況について市が確認することに同意したものとみなします。

3 連絡先等

連絡先	担当者名	
	電話	
	メールアドレス	
住所 (書類の送付先)	〒	

【添付書類】

- ☐ 補助対象車両の車両本体価格が確認できる見積書等の写し
- ☐ 申請者が事業者であることを証する書類
- ☐ 誓約書（第2号様式）
- ☐ 【自動車リース事業者の場合】貸与料金の算定根拠明細書
- ☐ 【自動車リース事業者の場合】使用者が事業者であることを証する書類

年 月 日	確認印
市税滞納状況確認	

第2号様式（第6条関係）

誓 約 書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

〔 法人の場合は名称
及び代表者氏名 〕

電話番号

この度、知多市商用燃料電池自動車購入費補助金を申請するにあたり、対象となる燃料電池自動車について、財産処分制限期間内に処分した場合は、知多市商用燃料電池自動車購入費補助金交付要綱の規定に従い、補助金を返還することを誓約します。

財産処分が以下に該当する場合は、申請者の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして補助金の返還は必要ありません。

- （１）取得財産等が天災などにより走行不能となり抹消処分した場合
- （２）取得財産等が過失のない事故により走行不能となり抹消処分した場合
- （３）その他市長が特に認める場合

ただし、「財産処分届出書」及び必要書類を提出し、承認を得る必要があります。

第3号様式（第7条関係）

知多市商用燃料電池自動車購入費補助金交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付けで交付申請のあったことについては、次のとおり交付決定したので、知多市商用燃料電池自動車購入費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 の 条 件	

第4号様式（第7条関係）

知多市商用燃料電池自動車購入費補助金不交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった知多市商用燃料電池自動車購入費補助金について、次の理由で不交付と決定したので、知多市商用燃料電池自動車購入費補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

不 交 付 の 理 由	
-------------	--

第5号様式（第8条関係）

知多市商用燃料電池自動車購入費補助金変更交付承認申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

〔 法人の場合は名称
及び代表者氏名 〕

電話番号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付決定を受けた事業
について、交付申請書の内容を変更したいので、次のとおり申請します。

補 助 対 象 車 両	
変 更 後 の 補 助 金 額	円
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

第 6 号様式（第 8 条関係）

知多市商用燃料電池自動車購入費補助金変更交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付けで変更交付承認申請のあったことについては、
年 月 日付け知多市 指令 第 号で通知した交付決定を次のとおり変更交付決定したので、知多市商用燃料電池自動車購入費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

変 更 後 の 内 容	
変更後の交付決定額	円
交 付 の 条 件	

第7号様式（第9条関係）

知多市商用燃料電池自動車購入費補助金中止承認申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

〔 法人の場合は名称
及び代表者氏名 〕

電話番号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付決定を受けた事業
について、中止したいので、次のとおり申請します。

補 助 対 象 車 両	
中 止 の 理 由	

第 8 号様式（第 9 条関係）

知多市商用燃料電池自動車購入費補助金中止決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付けで中止承認申請のあったことについては、

年 月 日付け知多市 指令 第 号で通知した交付の中止を決定したの
で、知多市商用燃料電池自動車購入費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通
知します。

第9号様式（第10条関係）

知多市商用燃料電池自動車購入費補助金実績報告書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

〔 法人の場合は名称
及び代表者氏名 〕

電話番号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

車 両 区 分		燃料電池自動車（トラック）
		燃料電池自動車（バス）
		燃料電池自動車（乗用車）
登 録 年 月 日	年 月 日	
自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号		
車 名		
車両本体価格（税抜） （ 補 助 対 象 経 費 ）	円	
交 付 決 定 額	円	

【添付書類】

☐ 購入した補助対象車両の自動車検査証記録事項の写し

☐ 支払いを証する書類（領収書等）の写し

☐ 国、県その他団体が実施する補助金の交付を受けた場合、その補助を証する書類の写し

☐ 【自動車リース事業者の場合】 自動車賃貸契約書の写し

第 1 0 号様式（第 1 1 条関係）

知多市商用燃料電池自動車購入費補助金確定通知書

知 発第 号

年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、知多市商用燃料電池自動車購入費補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により通知します。

交 付 決 定 額	円
確 定 額	円

第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

知多市商用燃料電池自動車購入費補助金不交付通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次の理由
で交付決定を取り消し、不交付としたので、知多市商用燃料電池自動車購入費補助
金交付要綱第 1 1 条第 3 項の規定により通知します。

理 由	
-----	--

第 1 2 号様式（第 1 2 条関係）

知多市商用燃料電池自動車購入費補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

〔 法人の場合は名称
及び代表者氏名 〕

電話番号

年 月 日付け知 発第 号で補助金の額の確定を受けた補助
事業について、次のとおり請求します。

請 求 金 額	円			
確 定 額	円			
振 込 口 座	金融機関名			
	店 名			
	預 金 種 別		口 座 番 号	
	フリガナ			
	口座名義人			

第13号様式（第13条関係）

知多市商用燃料電池自動車購入費補助金交付決定取消通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付け知多市 指令 第 号の交付決定について、次の理由で取り消したので、知多市商用燃料電池自動車購入費補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により通知します。

取 消 の 理 由	
-----------	--

第14号様式（第15条関係）

財産処分届出書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

〔 法人の場合は名称
及び代表者氏名 〕

電話番号

知多市商用燃料電池自動車購入費補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり財産を処分することを届け出ます。

1 交付年度 年度

2 交付決定番号

3 対象自動車 車 種

自動車登録番号

4 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

売 却	譲 渡	交 換	廃 棄	その他
-----	-----	-----	-----	-----

「その他」については具体的に記入してください。

[]

5 新車登録から処分までの期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 処分の理由

7 処分による収益の額

第 1 5 号様式（第 1 5 条関係）

財産処分承認通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付けで申請のあった燃料電池自動車の処分について、知多市商用燃料電池自動車購入費補助金交付要綱第 1 5 条第 2 項の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

交 付 決 定 番 号	知多市 指令 第 号
交 付 済 補 助 金 額	円
処 分 承 認 の 条 件	次の欄の補助金返還額（知多市商用燃料電池自動車購入費補助金交付要綱第 1 5 条第 4 項に規定する額）を早急に市に返還すること。
補 助 金 返 還 額	円